

徳島県規則第九十七号

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十一月三十日

徳島県知事      飯   泉   嘉   門

徳島県行政組織規則の一部を改正する規則

徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）の一部を次のように改正する

。

別表第二水産振興課の項第五号を次のように改める。

五 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の施行に関すること（水産資源の保存及び管理（くろまぐろに係るものを除く。）に係るものに限る。）。

別表第二漁業調整課の項第一号中「（昭和二十四年法律第二百六十七号）」「を削り、「こと」の下に「（水産振興課の分掌に属するものを除く。）」「を加える。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。